

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則（平成19年広域連合規則第14号）の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
(自動車等使用者に係る通勤手当の額) 第24条の2 (略) 第25条 <u>条例第15条第5項の広域連合長が規則で定める通勤手当は、1か月当たりの運賃等相当額等(第24条の4第3号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第15条第2項第2号に定める額(第24条の4第2号に掲げる職員に係るものを除く。)</u>及び<u>条例第15条第3項第1号に定める額の合計額(第27条第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)</u>が<u>150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条第5項の広域連合長が規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</u> 2 <u>条例第15条第5項の広域連合長が規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u> (1) <u>職員に新たに条例第15条第1項の職員としての要件が具備されるに至った日</u>がその日の属する月の第2条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)以後となる場合 (2) <u>職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日</u>がその日の属する月の支給日以後となる場合(次条第2項第2号又は第3号イに掲げる場合に	(自動車等使用者の支給額) 第24条の2 (略) 第25条 <u>通勤手当は、支給単位期間(第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。)</u>又は同項に定める期間(以下この条及び第27条の4において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の第2条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。 2 <u>支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が愛知県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例(平成19年広域連合条例第1号)第1条第1項に規定する広域連合の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い広域連合の休日でない日を含む。))に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)</u>をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

該当して支給額を改定する場合を除く。)

3 条例第15条第5項の広域連合長が規則で定める日は、支給日とする。

4 支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

5 支給単位期間(第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。)又は同項に定める期間(以下「支給単位期間等」という。)に係る通勤手当の支給日前において離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が愛知県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例(平成19年広域連合条例第1号)第1条第1項に規定する広域連合の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い広域連合の休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

6 職員がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月(第2項各号に掲げる場合に該当する場

3 職員がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支払義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 条例第15条第5項の広域連合長が規則で定める通勤手当は、1か月当たりの運賃等相当額等(第24条の4第3号に掲げる職員に係るものを除く。)、第24条の2並びに条例第15条第2項第2号に定める額(第24条の4第2号に掲げる職員に係るものを除く。)及び条例第15条第3項第1号に定める額の合計額(第27条第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条第7項の広域連合長が規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

合にあっては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支払義務者において支給するものとする。

(1) 職員に新たに条例第15条第1項の職員としての要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第2項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支払義務者

(2) 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支払義務者

7 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支払義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第26条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第15条第1項の職員としての要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月 _____ から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員としての要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第22条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月 _____ から行うものとする。

第26条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第15条第1項の職員としての要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員としての要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第22条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月

から支給額を改定する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第22条第1項の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして広域連合長が定める場合 広域連合長の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、広域連合長が定める。

第27条 条例第15条第6項の広域連合長が規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係る通勤手当にあっては、

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

第27条 条例第15条第6項の広域連合長が規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るもの

返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として広域連合長が定める場合に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 条例第15条第6項の広域連合長が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、広域連合長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 前項第2号に掲げる事由が生じ、前

を除外。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 条例第15条第6項の広域連合長が規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であった場合 前項第2号掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、広域連合長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

条第2項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

(2) (略)

3 条例第15条第6項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の支払義務者と事由発生月（前項第1号イに掲げる場合に該当する場合にあっては、広域連合長の定める月）の翌月以降に支給される給与の支払義務者が同一であるときは、広域連合長の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

第27条の3 (略)

2 月の中途において休職にされ、専従許可を受け、派遣法第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき 又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合は、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月 から開始する。

(2) (略)

3 条例第15条第6項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の支払義務者と事由発生月 _____

_____の翌月以降に支給される給与の支払義務者が同一であるときは、広域連合長の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

第27条の3 (略)

2 月の中途において休職にされ、専従許可を受け、派遣法第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき （次項に規定する場合に該当しているときを除く。）

_____は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務 _____に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月） から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通

勤しないこととなった場合を除く。)には、
支給単位期間は、その後再び通勤すること
となった日の属する月から開始する。